

もくじ

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 計画の対象項目	2

第2章 環境を取り巻く昨今の動向

1 世界の動向	3
2 国内の動向	5
3 魚津市を取り巻く社会状況	8
4 魚津市における環境政策の現況	10
5 第1次魚津市環境基本計画の進捗状況	13

第3章 目標とする環境像と分野別目標

1 目標とする環境像	16
2 分野別目標	17
3 施策の体系図	20

第4章 施策の展開

分野別目標1 水と緑の保全と活用	21
施策1-1 水循環・生態系等の保全	21
施策1-2 豊かな自然の活用の推進	25
分野別目標2 快適な生活環境の保全	28
施策2-1 快適な生活環境の保全	28
施策2-2 環境美化・保全活動の推進	32
分野別目標3 地球温暖化防止対策・循環型社会の構築	35
施策3-1 温室効果ガス削減対策	35
施策3-2 廃棄物の適正処理・4R活動の推進	38
分野別目標4 市民協働による環境保全・創造	42
施策4-1 市民主体の環境まちづくりの推進	42

第5章 ゼロカーボンシティの実現

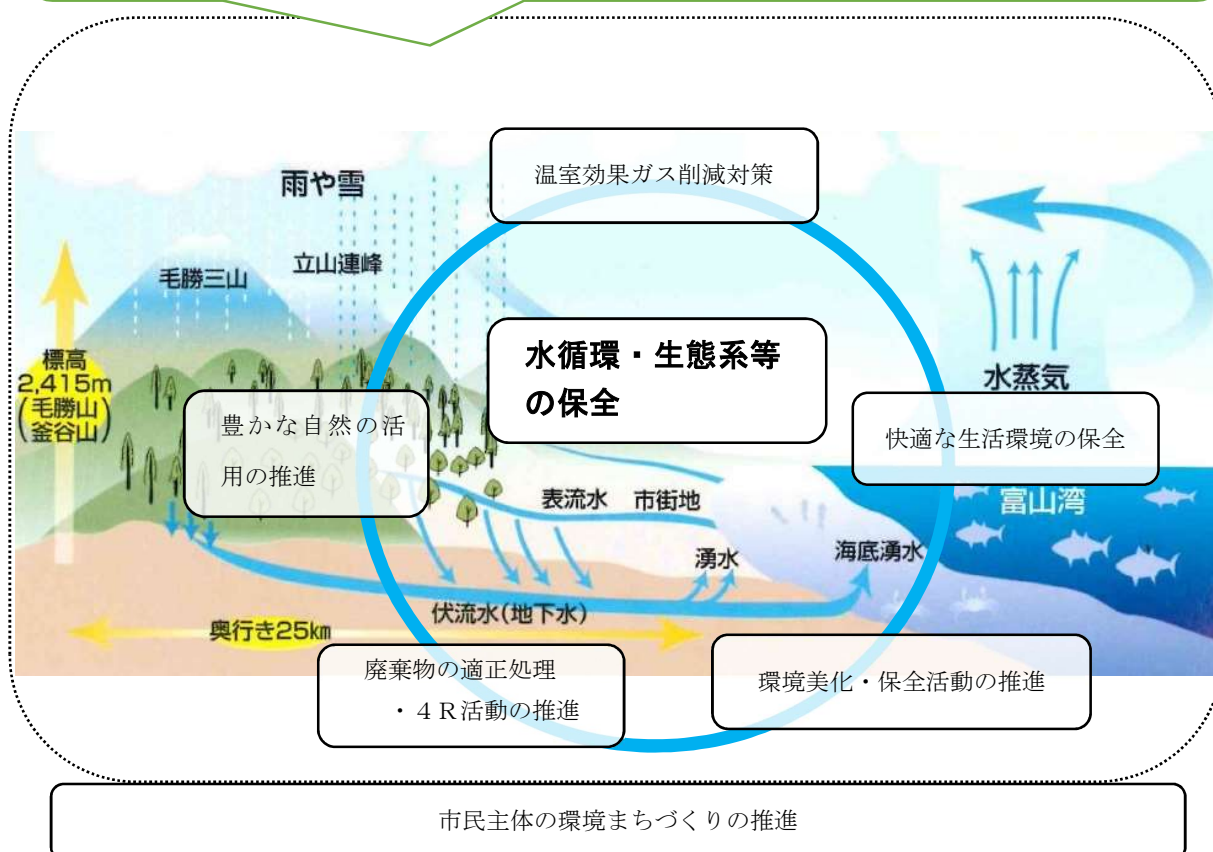
第6章 計画の推進と進行管理

資料編

◇第2次魚津市環境基本計画策定経過	53
◇魚津市環境基本条例	54
◇環境用語集	61

メモ：P50 「第6章 計画の推進と進行管理」より

下図は、基本施策の関係イメージ



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

魚津市では、環境の保全や創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在および将来の市民の安全で健康で文化的な生活を確保することを目的に、平成22（2010）年3月に魚津市環境基本条例を制定しました。この条例の前文では、「私たちは、共通の財産である快適で恵み豊かな環境を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現に向け、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境の保全及び創造に関する行動を行わなければならない。」と謳っています。この前文と条例第3条に定める「基本理念」にのっとり、市、事業者、市民、滞在者がそれぞれの責務を果たしながら、環境の保全や創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、平成28（2016）年3月に魚津市環境基本計画を策定し、「水が旅するまち うおづ」を目標とする理想像としその実現を目指しております。

前計画の計画期間が令和2（2020）年度をもって満了となること、環境の変化とこれまでの計画の成果や課題を踏まえ、上位計画である第5次魚津市総合計画にあわせ、「第2次魚津市環境基本計画」を策定することとなりました。

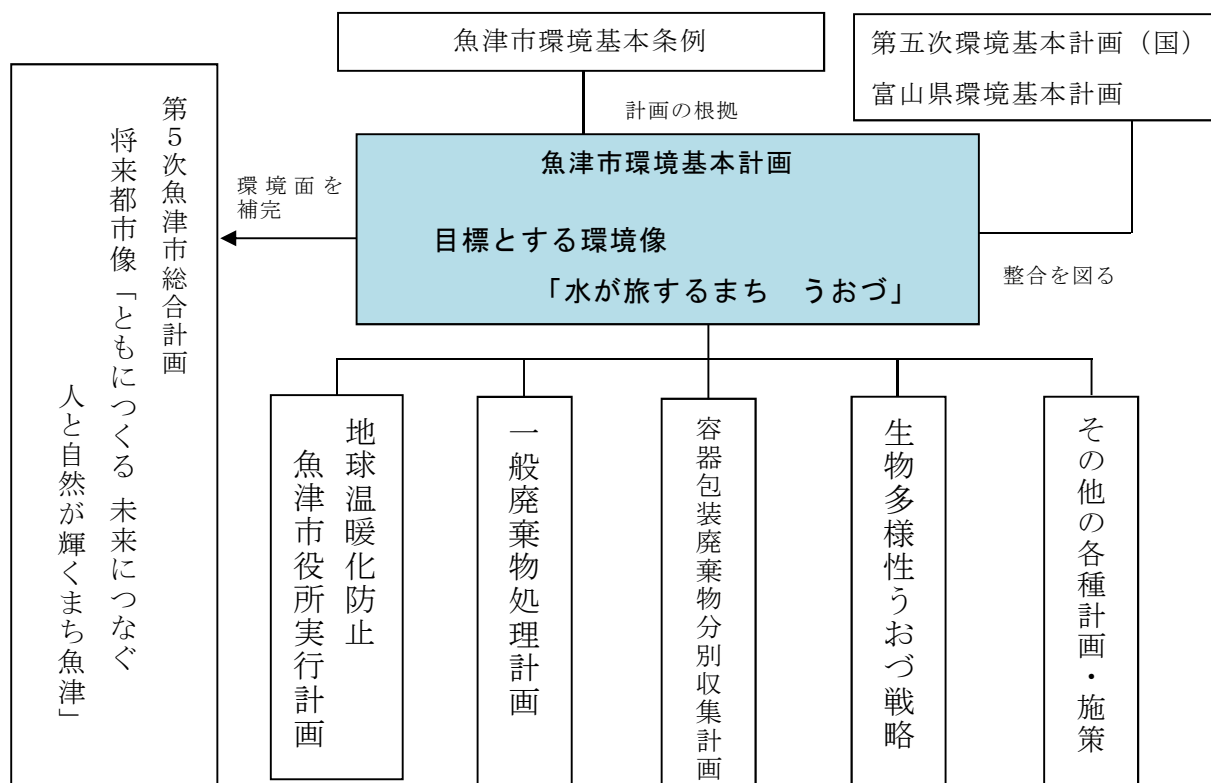
前計画策定後からの5年間に環境問題に関する国際的な動向、国や県の政策、市をとりまく環境も大きく変化しています。社会的変化に対応しながら目標とする理想像の達成を目指して総合的な環境への取組を推進します。

2 計画の位置付け

この計画は、魚津市環境基本条例を根拠とし、国や県の環境基本計画とも整合を図るとともに、上位計画である第5次魚津市総合計画の環境面を補完する役割を担う計画として、魚津市環境行政上の最上位の計画となります。

3 計画の期間

計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。ただし、計画策定後に社会経済情勢や環境状況が大きく変化した場合には、計画の実効性を高めるため、必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画の対象項目

この計画が対象とする項目は、日常生活から地球レベルまで幅広く捉えるものとし、魚津市環境基本条例の基本方針等に掲げる4つの分野において、以下に示すものとします。

(1) 自然環境

水循環、水源、水資源、山岳、森林、農地、河川、海、水辺地、
生物多様性、生態系、野生生物 等

(2) 生活環境・快適環境

大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭、身近な水や緑、
下水道、景観、歴史的・文化的資源 等

(3) 地球環境・循環型社会

資源やエネルギーの循環的な利用、廃棄物の適正処理、地球温暖化防止、
再生可能エネルギー、交通施設 等

(4) 市民協働

環境保全活動、環境美化活動、緑化活動、再生資源回収活動、環境教育、
環境学習 等

第2章 環境を取り巻く昨今の動向

1 世界の動向

(1) 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）の開催とパリ協定の採択

平成27（2015）年11月に、国際的な地球温暖化対策について話し合う気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がパリで開催され、同年12月にパリ協定が採択されました。

この協定には、気温上昇を産業革命前に比べて2℃未満に抑えるよう努力すること、世界全体の温室効果ガスの排出量をできるだけ早く減少に転じさせ、今世紀後半には実質的にゼロにするよう削減に取り組むこと等が盛り込まれています。世界の平均気温は長期的に見て上昇傾向にあり、1891年以降100年あたり0.74℃の割合で上昇しています。（出典：気象庁ホームページ）また、海洋内部の水温も上昇しており地球温暖化は疑う余地がありません。気候変動に関連すると考えられる干ばつ、洪水、暴風等極端な異常気象は、2000年代に入ってから増加しています。気候変動は環境に深刻な影響を及ぼすとともに、人間社会にも大きなリスクをもたらすことから、世界では気候変動対策が加速化しています。

(2) 持続可能な社会の実現に向けた取組

平成27（2015）年9月に開催された国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標とそれらに付随する169のターゲットから構成される「SDGs（持続可能な開発目標）」を設定しました。

SDGsの17の国際目標を見ると、「目標6：水・衛生」「目標7：エネルギー」「目標12：持続可能な生産と消費」「目標13：気候変動」「目標14：海洋資源」「目標15：陸上資源」等の目標は、特に環境との関わりが深くなっています。また、SDGsのその他の目標にも環境との関わりがあることが、ターゲットを介して見てとれます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



～SDGsの17の目標～

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ① 貧困をなくそう | ⑨ 産業と技術革新の基盤をつくろう |
| ② 飢餓をゼロに | ⑩ 人や国の不平等をなくそう |
| ③ すべての人に健康と福祉を | ⑪ 住み続けられるまちづくりを |
| ④ 質の高い教育をみんなに | ⑫ つくる責任 つかう責任 |
| ⑤ ジェンダー平等を実現しよう | ⑬ 気候変動に具体的な対策を |
| ⑥ 安全な水とトイレを世界中に | ⑭ 海の豊かさを守ろう |
| ⑦ エネルギーをみんなに
そしてクリーンに | ⑮ 陸の豊かさも守ろう |
| ⑧ 働きがいも経済成長も | ⑯ 平和と公正をすべての人に |
| | ⑰ パートナリーシップで
目標を達成しよう |

2 国内の動向

(1) 第五次環境基本計画

「環境基本法第 15 条」に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める「第五次環境基本計画」が平成 30（2018）年 4 月に策定されました。平成 27（2015）年 9 月の「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択や同年 12 月の「パリ協定」採択等持続可能な社会に向けた国際的な潮流を鑑み、計画内容を大きく転換しました。我が国が抱える環境・経済・社会の課題が相互に関連・複雑化していることから、SDG s の考え方を活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上を具体化した計画となっています。地域が地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成する「地域循環共生圏」を新たに目指すべき社会の姿に掲げています。

(2) 生物多様性国家戦略 2021-2030 と水循環基本法

近年の人間の活動による生物の生息地の破壊や乱獲等のために、地球上の生物の多様性は、急速に失われつつあります。生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として、平成 24（2012）年に生物多様性国家戦略 2012-2020 が策定されました。2050 年の「自然と共生」する世界を目指し、2030 年に向けて必要な施策の方向性や指標を示す「生物多様性国家戦略 2021-2030」が令和 3（2021）年新たに策定されます。

また、近年、気候変動に伴って山・川・海・大気を巡る水循環に変化が生じてきており、渇水や洪水、水質汚濁、生態系への影響等の様々な問題が顕著になってきています。これに伴い、国では水循環に関する施策についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、毎年 8 月 1 日を「水の日」と定めた水循環基本法を平成 26（2014）年 4 月に制定しています。

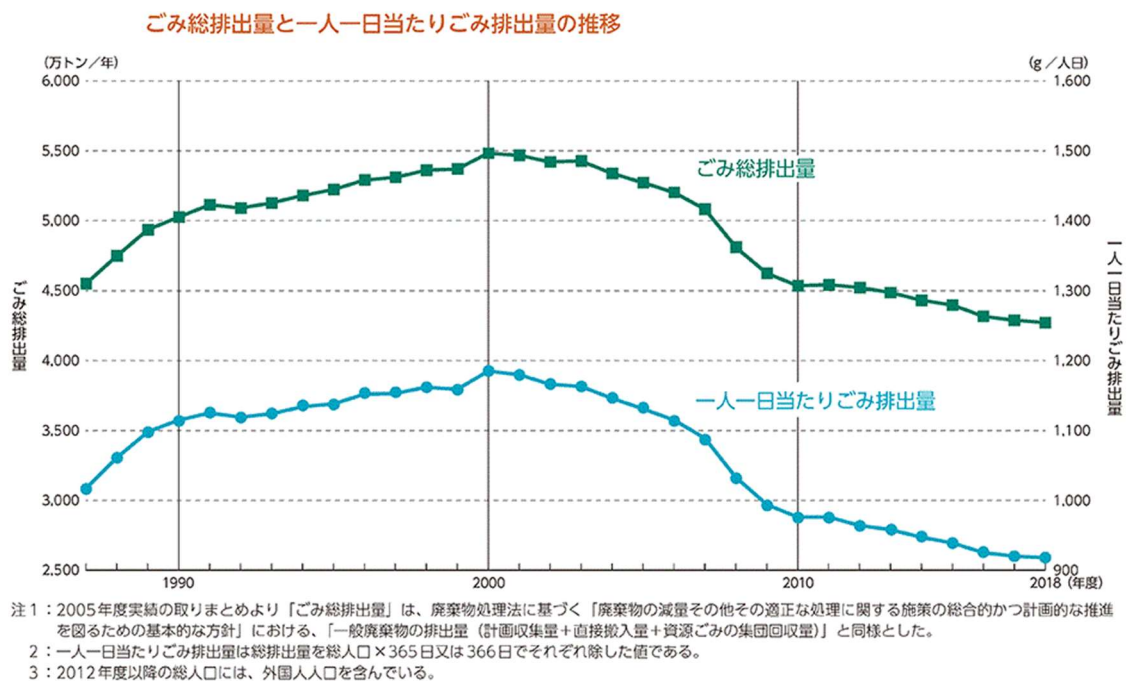


自然観察池（魚津市東蔵）での魚津水族館学芸員による生き物観察学習（左）
その周辺で撮影されたモリアオガエル（右）

(3) 第四次循環型社会形成推進基本計画と第5次エネルギー基本計画

平成 30（2018）年 6 月に、第四次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。循環型社会形成推進基本計画とは、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるものです。第四次計画では、多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環などの実現を目指しています。

また、平成 30（2018）年 7 月に第 5 次エネルギー基本計画が策定されました。エネルギー基本計画は、エネルギー政策基本法に基づき、エネルギー政策の基本的な方向性を示すものです。第 5 次計画において、2030 年に向けた方針としては、2030 年の長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）の確実な実現へ向けた取組の更なる強化を行うこととしています。2050 年に向けては、パリ協定発効に見られる脱炭素化への世界的な潮流を踏まえ、エネルギー転換・脱炭素化に向けた挑戦を掲げており、温室効果ガス 80%削減を目指しています。



出典：環境省ホームページ
<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r02/>

(4) 海洋プラスチックごみ問題

近年、プラスチックごみの陸上から海洋への流出による環境汚染が世界問題となっています。平成 28（2016）年 1 月、ダボス会議で知られる世界経済フォーラム年次総会において、毎年少なくとも 800 万トン分のプラスチックごみが海洋に流出しており、このまま対策をとらなければ、海洋に漂うプラスチックごみの重量は、2050 年には魚の重量を上回るとイギリスのエレンマッカーサー財団が報告しています。

一方、我が国の海岸にも多くの流木やごみが漂着しています。外国から漂着するごみだけでなく、国内から排出されたごみも海岸に多く漂着しており、海洋に流れ出るごみの削減に向けた取組が重要です。環境省では、ポイ捨て・不法投棄撲滅に向けた措置の強化、海岸漂着物等の回収処理、海で分解される素材（紙、海洋生分解性プラスチック等）の開発・利用を進めています。

さらに、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化等の幅広い課題に対応するために、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）＋Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」を令和元（2019）年 5 月に策定しました。その取組の一環として、「レジ袋有料化義務化」が令和 2（2020）年 7 月に始まりました。



写真：環境省 HP より

(5) COOL CHOICE の推進

平成 27（2015）年 6 月に開催された第 29 回地球温暖化対策推進本部において 2030 年度の温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標を掲げ、その達成に向けて政府だけでなく、事業者や国民が一致団結して取り組むことになりました。省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。

(6) 地球温暖化対策の推進

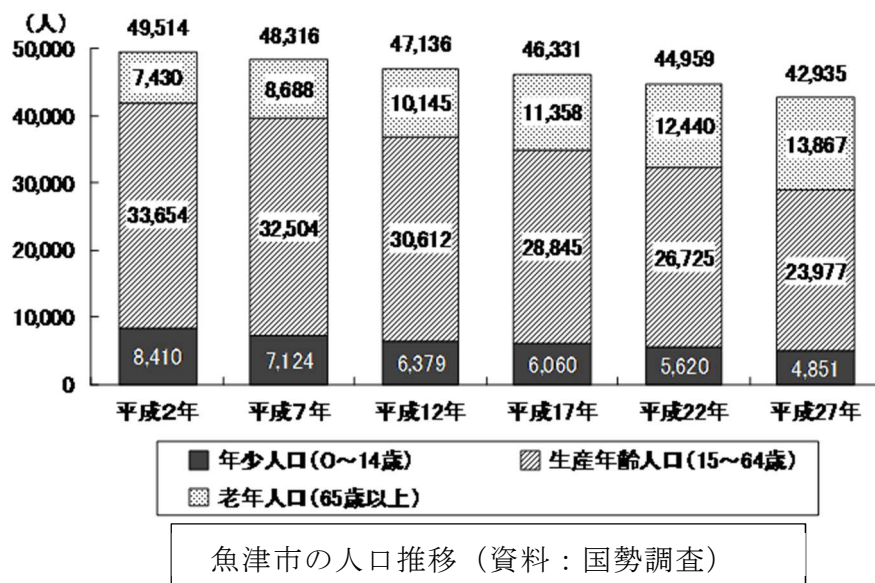
「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるものとされています。令和2（2020）年10月26日に政府は脱炭素社会の実現に向け、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする方針を表明しました。ゼロカーボンシティ宣言をし、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体は、令和2（2020）年11月20日時点で173となり、表明した自治体の合計人口は約8,179万人と我が国の総人口の半数を超えています。

3 魚津市を取り巻く社会状況

(1) 人口・世帯の状況

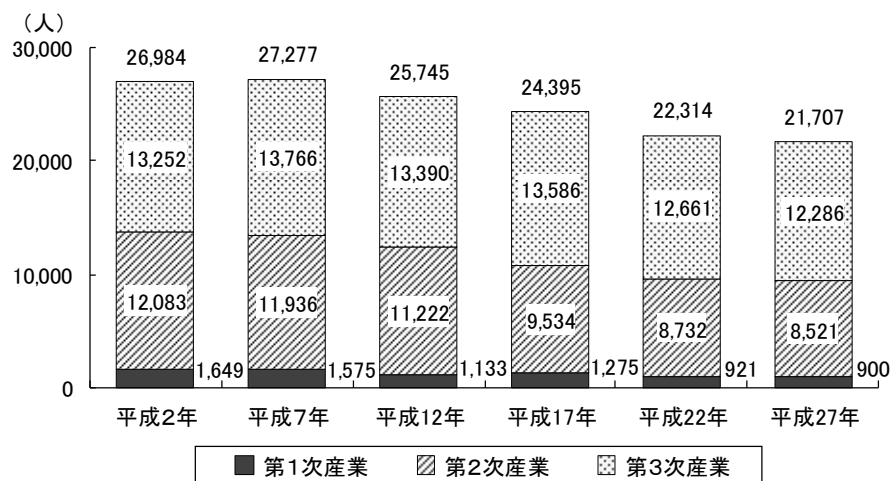
魚津市の人口は昭和60（1985）年の49,825人をピークに減少しており、平成27（2015）年は42,935人となっています。年齢3区分別では、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少が続いています。一方、老年人口（65歳以上）は増加が続いています。

世帯数は平成2（1990）年の13,822世帯から平成22（2010）年の15,924世帯まで年々増加していましたが、平成27（2015）年は15,855世帯と減少に転じました。1世帯あたりの人員数は、平成2（1990）年の3.6人から減少が続き、平成27（2015）年は2.7人となっています。



(2) 就業及び産業の状況

就業者数は、平成 7（1995）年の 27,277 人をピークに減少に転じ、平成 27（2015）年は 21,707 人となっています。産業別では、第 1 次産業、第 2 次産業及び第 3 次産業すべてにおいて減少しています。特に第 1 次産業は、平成 7（1995）年と比較して平成 27（2015）年は 43% 減と著しく減少しています。



魚津市の就業者数推移（資料：国勢調査）

(3) 土地利用の状況

平成 18（2006）年から平成 26（2014）年までの土地利用変化を見ると、建物用地が田を侵食する形で国道 8 号より東側へと広がり、森林を除く全域に建物用地が広がってきています。

また、用途地域指定外区域における土地利用割合を平成 19（2007）年と平成 30（2018）年と比較すると、農地は 55% から 39% に減少し、宅地が 14% から 16% に増加しています。（資料：魚津市立地適正化計画）

(4) 交通体系

平成 27（2015）年 3 月、国道 8 号入善黒部バイパス（入善町～魚津市江口）の開通や北陸新幹線の開業により交通体系や土地利用が変化しました。また、平成 28（2016）年 2 月までに国道 8 号魚津滑川バイパス（滑川市～魚津市住吉）及び魚津バイパス（魚津市住吉～魚津市江口）が全線 4 車線で供用開始したことにより、沿線の企業や商業施設の立地促進、観光・交流人口の拡大、医療・防災活動の迅速化など大きな効果をもたらしています。

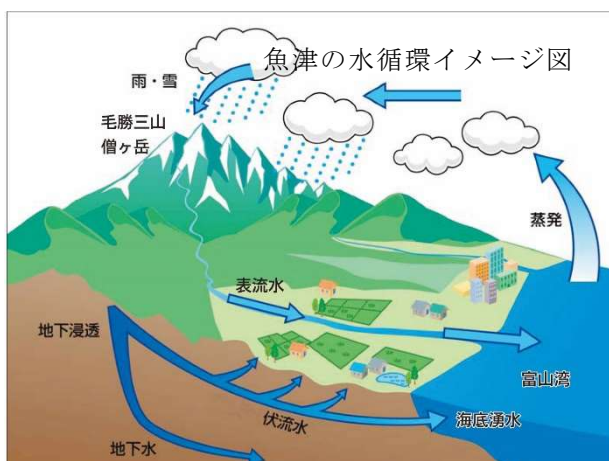
4 魚津市における環境政策の現況

(1) 魚津市の豊かな自然の保全

魚津市は海岸から標高 2,400m 以上の山岳地帯に至るまで直線で約 25 km と急峻な地形となっています。山岳地帯等に降り注いだ雨や雪等の水が、河川水や地下水、海底湧水となって、海に流れ込み、海面から蒸発し、再び雨や雪となり山岳地帯等に降り注ぐという形で循環しています。この水循環が市内だけで完結する世界的にも稀な特徴があり、この「魚津の水循環」の保全に取り組んでいます。

また、「魚津の水循環」が育む自然の恩恵として、水源となっている森林をはじめ、農地、池沼・河川・海等の水面を含めたその周辺地域である水辺地等、多様な自然環境があり、多様な生物が生息しています。平成 26

(2014) 年 3 月には「生物多様性うおづ戦略」を策定し、このような生物の多様性の保全や持続可能な利用のための取組に努めています。



(2) 公害の発生防止に向けた取組

企業活動やその伸展により、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の悪化や、騒音、振動等の公害が発生する恐れがあります。また、廃棄物の焼却による大気汚染・悪臭、生活排水等による水質汚濁、近隣の住人による騒音等、日常生活に起因した近隣公害も発生しています。

こうした典型 7 公害による苦情件数は、年度により大きく変動しています。水質汚濁の苦情は、どの年度においても最も多くなっています。

魚津市では、魚津市公害防止条例の制定、個々

典型 7 公害苦情件数								〈件数〉
年度	大気	水質	騒音	振動	悪臭	土壌	地盤	計
H27	1	17	8	0	0	0	0	26
H28	1	16	10	0	2	0	0	29
H29	0	13	12	0	3	0	0	28
H30	0	11	2	0	6	0	0	19
R1	6	14	4	0	2	0	0	26

資料:環境安全課

の事業者との公害防止協定の締結や各種公害関係調査等により公害に対し監視の目を光らせています。また、近隣公害についても、市民に発生防止を呼び掛けることで、市民の健康の保護、生活環境の保全、適正な自然環境の保全を図っています。

(3) 快適な住環境の保全と創造

典型 7 公害以外の苦情について多いものは衛生害虫に関するものです。市内において人口減少、少子高齢化により空家や空地が増加しています。近年、その空家や空地が放置され

典型 7 公害以外の苦情件数				(件数)
年度	不法投棄	衛生害虫	その他	計
H27	5	18	22	45
H28	3	32	21	56
H29	5	30	11	46
H30	9	15	11	35
R1	7	18	12	37

資料:環境安全課

たり、空家になっていなくても管理することが困難となったりして、雑草・害虫に関する苦情が目立ちます。

市では平成 27（2015）年 9 月に魚津市空家等対策の推進に関する条例を制定し、空家に対する市や市民等の役割を明確にするとともに、放置すると危険または衛生上有害な空家を特定空家に認定した上で、所有者等に対し改善勧告・命令を出すことや、市による改善措置の代執行が可能になりました。平成 28（2016）年 4 月に魚津市空家等対策計画を策定し空家の適正管理を促しています。

不法投棄につきましては山間部や河川敷などの人目のつきにくいところで多発しており、産業廃棄物よりも一般廃棄物が多くなっています。中でもテレビや冷蔵庫といった家電リサイクル法対象 4 品目が目につきます。

また、土砂崩れや河川の氾濫といった災害や中山間地域での鳥獣による被害等も発生しており、市民の生活環境が脅かされています。特にイノシシやクマの増加により農作物への被害が大きくなっています。

令和 2（2020）年 3 月 10 日に魚津浦の蜃気楼（御旅屋跡）が国の登録記念物（名勝地関係）に、同年 4 月 3 日に東山円筒分水槽が国の登録有形文化財（建造物）になりました。快適な住環境を保全しながら、身近な水辺や公園等の緑地、きれいな街並みや歴史的景観等、地域の個性を活かしたうまいと安らぎのある快適環境の保全と創造を推進していく必要があります。

(4) 地球にやさしい社会の構築

社会経済活動やライフスタイルの変化により、大量の資源やエネルギーが消費されるようになり、二酸化炭素等温室効果ガスの排出が増大し、地球温暖化が原因と考えられる豪雨の多発や台風の強大化などの異常気象が顕在化しています。このような状況に対し、魚津市役所では地球温暖化防止魚津市役所実行計画やグリーン購入調達方針等を策定する等、率先した取組を進めると

ともに、市民や事業者グリーンカーテンの設置を推奨する等、省エネルギーや二酸化炭素の排出削減に取り組んでいます。

国内では、脱炭素社会づくりに貢献する地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」が推進されています。当市では平成 29（2017）年 11 月 8 日にこの運動に賛同し、令和元（2019）年 6 月 5 日に「魚津市 COOL CHOICE 宣言」を行い、市民や事業者への普及・啓発に力を入れ魚津市全体での温室効果ガスの削減に努めています。

また、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする取組（ゼロカーボンシティ）を令和 2（2020）年 2 月 24 日に宣言しました。水の循環が市内で完結しているという世界的にも稀な「魚津の水循環」の恵みを守り未来へ継承していくために、森林環境の保全や環境負荷を少なくする取組を進めていきます。

日常生活において廃棄物が大量に排出され続けており、環境への負荷が増大しています。魚津市では、3 年ごとに今後 5 年間の魚津市容器包装廃棄物分別収集計画を策定し、ごみの排出抑制や容器包装廃棄物のリサイクル活動を基本とした地域コミュニティづくりを推進するとともに、市民や事業者が 3 R 活動（リデュース（減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（再資源化する））にリフューズ（要らないものはもらわない）を加えた 4 R 活動に積極的に取り組むことができる環境整備を行うことで、環境への負荷が低減される社会の構築を推進しています。



グリーンカーテン

(5) 市民が主役の環境まちづくり

平成 23（2011）年 9 月に魚津市自治基本条例が制定され、市民と市が情報を共有し、市民参画と協働による取組を通じ、市民が主体となった自治の実現を目指しています。

環境分野においても、魚津市環境基本条例により、市は、事業者、市民、民間団体と連携しながら、事業者等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する

活動を促進するとともに、必要な情報を提供することが求められています。

その一環として、市環境保健衛生協会や市連合婦人会等との連携による環境フェスティバルの開催や各種団体の環境保全活動への支援、地下水の水位や水質に関する情報等市内の環境に関する情報のホームページ等での提供等を行い、民間団体等が自発的な活動に取り組みやすい環境の整備を推進しています。



鴨川一斉清掃

5 第 1 次魚津市環境基本計画の進捗状況

第 1 次魚津市環境基本計画では、「目標とする環境像」を実現するために、4 つの分野別目標を設定し、事業・施策に取り組んできました。その主な達成状況は次のとおりです。

分野別目標 1 水と緑の保全と活用（自然環境）

里山整備面積は目標値を達成できたものの、他の成果指標は目標を下回りました。特に魚津市民意識調査での項目は、すべてが当初値よりも下回り、さらなる自然の保全や活用を推進する必要があります。

施策 1－1 水循環の保全（達成状況：1/3）

成果指標名	単位	当初値(H26)	目標値(R 2)	現状値(R 1)
里山整備面積	ha	1 4 2	1 5 0	3 1 8 . 9
地下水涵養事業 実施面積	ha	2 . 6	5	1 . 9 3
水循環が保全されていると 思う市民の割合	%	5 2	8 0	4 9 . 1

施策１－２ 生態系等の保全（達成状況：２／５）

成果指標名	単位	当初値(H26)	目標値(R 2)	現状値(R 1)
年間生物調査回数	回	4 0	5 0	6 3
片貝山ノ守キャンプ場利用者数	人	1 0, 8 6 8	1 5, 0 0 0	1 0, 1 0 0
里山整備面積（再掲）	ha	1 4 2	1 5 0	3 1 8. 9
豊かな自然環境が保全されていると思う市民の割合	%	4 2. 9	6 5	4 0. 1
自然を体感し満喫することができると感じている市民の割合	%	2 8. 3	3 5	2 3. 3

分野別目標２ 快適な生活環境の保全と向上（生活環境、快適環境）

公害関係や空家・空地関係の苦情受付件数等多くの項目で目標を達成しており、生活環境が向上していると考えられますが、農村部では野生鳥獣による農作物被害が増加しており、引き続き対策を強化していく必要があります。また、野生生物に関しては、ＣＳＦ（豚熱）や鳥インフルエンザなど新たなリスクも発生しており、環境監視を強化する必要があります。

施策２－１ 公害防止対策の推進（達成状況：２／３）

成果指標名	単位	当初値(H26)	目標値(R 2)	現状値(R 1)
典型７公害の苦情受付件数	件	3 7	3 0	2 6
水洗化率	%	8 3. 1	8 8	8 5. 7
河川の水質の調査の結果が環境基準を達成している割合	%	9 8. 0	1 0 0. 0	1 0 0. 0

施策２－２ 快適な住環境の整備（達成状況：４／５）

成果指標名	単位	当初値(H26)	目標値(R 2)	現状値(R 1)
空家や空地の苦情受付件数	件	4 6	4 5	3 7
空家や空地情報バンク利用者累計	人	3 9	8 0	2 7 7
耕作放棄地面積	ha	6. 9	5. 0	1. 5
野生鳥獣による農作物被害額	千円	4, 8 6 0	4, 1 1 6	8, 7 3 9
公園里親制度登録数	箇所	2 3	3 0	3 0

分野別目標 3 地球温暖化防止対策・循環型社会の構築
(地球環境・循環型社会)

平均電気使用量は目標を達成していますが、環境家計簿調査世帯が省エネ意識の高い世帯であることから、これを一般世帯にも広げる施策が必要です。廃棄物については、事業系・家庭系ともに排出量が減っていますが、一方で資源物収集量や分別リサイクル率がともに減少していることから、さらに循環型社会への施策を推進する必要があります。

施策 3-1 温室効果ガス削減対策（達成状況：2/2）

成果指標名	単位	当初値(H26)	目標値(R 2)	現状値(R 1)
環境家計簿調査世帯の 平均二酸化炭素排出量 (平均電気使用量)	t-CO2 (kWh)	5,688 (9,028)	5,400 (8,500)	1,551 (2,616)
里山整備面積(再掲)	ha	142	150	318.9

施策 3-2 廃棄物の適正処理・3R活動の推進（達成状況：1/4）

成果指標名	単位	当初値(H26)	目標値(R 2)	現状値(R 1)
事業系一般廃棄物の量	t/年	4,551	4,400	4,219
資源物収集量	t/年	2,252	2,800	1,849
排出ごみ(家庭系) 1人1日あたりの量	g	592.4	542	565.5
分別リサイクル率	%	19.2	25	17.6

分野別目標 4 市民協働による環境保全・創造（市民協働）

市民の手による清掃美化活動の実施や水循環事業の推進により、環境意識が高まり、環境保全が図られています。

施策 4-1 市民主体の環境まちづくりの推進（達成状況 2/4）

成果指標名	単位	当初値(H26)	目標値(R 2)	現状値(R 1)
ボランティア清掃件数 (市へのごみ収集依頼件数)	件	179	190	218
水の学び舎で養成した ガイドの人数	人	10	30	15
環境の保全のための取組を 行っている市民の割合	%	39	80	39.3
公園里親制度登録数(再掲)	箇所	23	30	30

第3章 目標とする環境像と分野別目標

1 目標とする環境像

「目標とする環境像」とは、この計画の実施により実現を目指す、未来を見据えた目標です。市では、令和3（2021）年3月に第5次魚津市総合計画を策定しており、本市が目指す将来都市像として“ともにつくる 未来につなぐ 人と自然が輝くまち魚津”を掲げています。

本計画においても、本市の産業や経済の発展を図りながら、環境の保全や創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、総合計画の将来都市像を環境面から実現することを目指し、次の環境像を定めます。

目標とする環境像

「水が旅するまち うおづ」

山から海、海から山へと市域の中で水循環が完結している、世界的にも稀な地形を持つ魚津市。

水は、雨や雪、水蒸気と形を変えながら、川や地下水、湧水として、山・森・里・海等、市域の様々な場所を旅します。水は旅をしながら、森林や農作物、山から海までの多様な生物を育てます。また、水道水や工業用水、発電等にも利活用されるとともに、水辺や海辺のある風景を作り出し、人々の心にするおいを与えます。

こうした水の循環が健全に行われている状態は、まさに環境の保全が図られている姿であるといえます。逆に、水が少なくなったり、枯渇したり、廃棄物等で汚染されたりすることで、循環が阻害されることは、魚津市の環境が悪化し、人々の心からうるおいが無くなることを意味します。

第1次魚津市環境基本計画では、健全な水循環を保全し、より多くの人々にうるおいや活力を与えられるようなイメージを「水が旅するまち うおづ」とし目標とする環境像に設定しました。

第2次魚津市環境基本計画では目標とする環境像を設定するにあたり、環境問題への対応には、長期間の継続的な取組が必要であることを鑑み、第1次魚津市環境基本計画で目標とした環境像「水が旅するまち うおづ」を引き継

ぎ、その実現に向け様々な施策を行うとともに、関係団体、事業者、市民、滞在者が自発的に、またお互いに連携しながら、環境保全活動に取り組むこととします。

本計画に基づいて、この環境像を達成するための施策に取り組むことにより、環境のみにとどまらず経済や社会など多くの分野にわたる持続可能な開発目標（SDGs）の実現につながるものと考えられます。

2 分野別目標

「目標とする環境像」を実現するために、対象項目ごとに目標を掲げ、SDGsと一体的に推進します。

分野別目標 1 水と緑の保全と活用（自然環境）

本市の特徴である水循環、豊富で良質な水資源やこれらの保全に重要な役割を果たす森林を将来にわたり保全・活用します。また、野生動植物の保護や生態系の保全を進め、生物多様性を確保しながら、自然の恵みや資源を持続的に利活用し、自然との共生を目指します。

関連するSDGs



分野別目標 2 快適な生活環境の保全（生活環境・快適環境）

大気、水、土壌等への環境負荷の低減や都市化による騒音等の防止等を推進し、衛生的で健康・快適に暮らせる生活環境の保全と向上を目指します。また、身近な水辺や緑地等憩いの場所を確保・創造し、うるおいある快適環境を創造します。

関連するSDGs



分野別目標 3 地球温暖化防止対策・循環型社会の構築

(地球環境・循環型社会)

省エネルギー化、温室効果ガスの排出抑制、適量生産・適量消費・最少廃棄型の事業活動やライフスタイルの普及を推進し、環境負荷を低減するとともに、環境と経済の調和を図りながら、持続的な経済社会の発展と快適な暮らしを確保します。

関連するSDGs



分野別目標 4 市民協働による環境保全・創造（市民協働）

あらゆる世代への環境に関する情報発信、学習機会の提供等により、環境意識の向上を図るとともに、持続可能な社会を将来につないでいくために必要な人材を育成します。また、市民や様々な団体等が連携・協力し、主体的に環境活動に取り組む「環境まちづくり」を目指します。

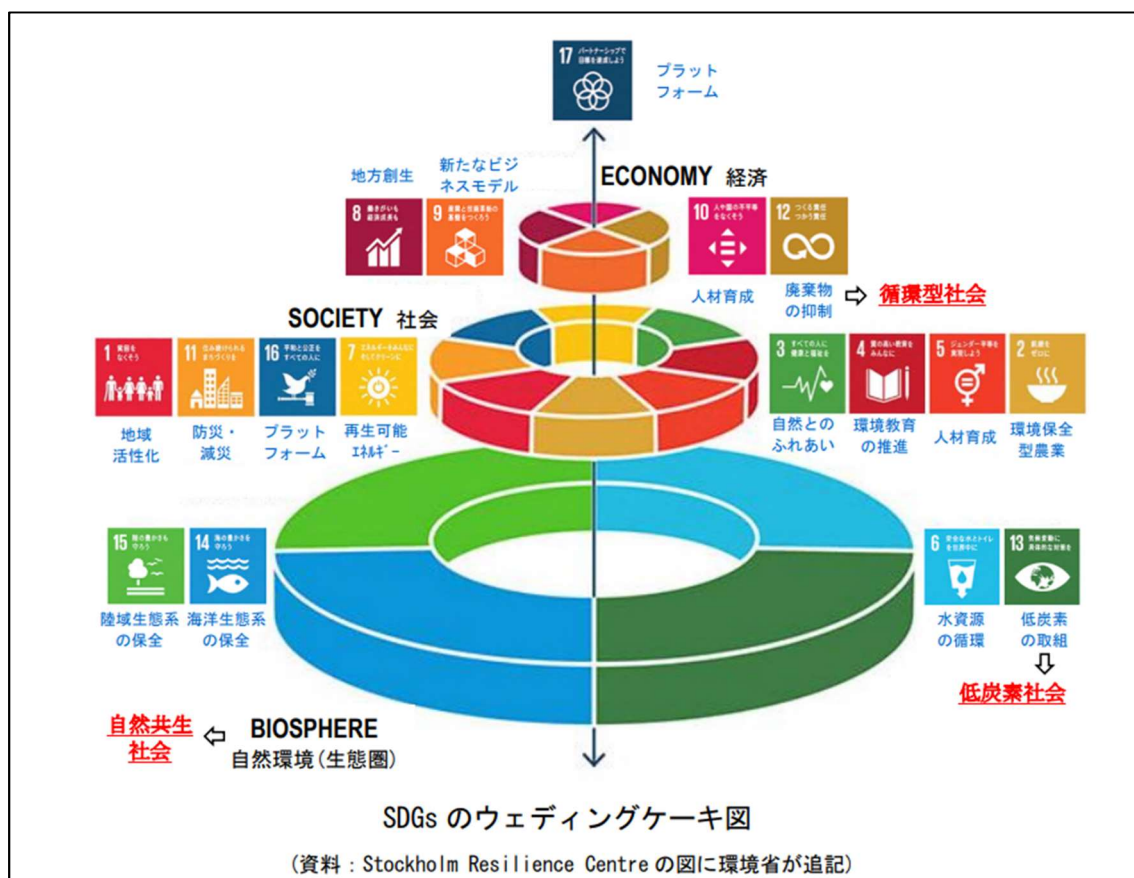
関連するSDGs



【SDGs】と本計画の関係

下の図はSDGsの17の目標を3層に分類して総合的に整理した「SDGsのウェディングケーキ図」です。「経済」は「社会」に、「社会」は「(自然)環境」に支えられて成り立つという考え方を示しています。

「第2次魚津市環境基本計画」についても同様の考え方にに基づき、「魚津の水循環」を構成する自然環境に重点を置きつつ、社会・経済にも相互に良好な関係を築き上げる、環境行政上の最上位計画としています。



参照：環境省自然環境局

「森里川海からはじめる地域づくり地域循環共生圏構築の手引き」より抜粋

3 施策の体系図

目標とする環境像	分野別目標	施策	基本事業
水が旅するまちうおづ	1. 水と緑の保全と活用 (自然環境)	1-1 水循環・生態系等の保全	1 水資源の保全と涵養
			2 森林環境の整備と保全
			3 沿岸海域の保全
			4 水循環プロモーションの推進
			5 生物多様性の保全
			6 自然環境保全活動の推進
			7 人と野生生物との共生
		1-2 豊かな自然の活用の推進	1 自然公園等の適正管理と活用
			2 水資源の活用と産業展開
			3 自然とのふれあいの機会の創出と自然環境教育の推進
			4 水資源の魅力発信と観光振興
	2. 快適な生活環境の保全 (生活環境・快適環境)	2-1 快適な生活環境の保全	1 各種環境の監視
			2 公害の防止・改善対策や意識啓発の推進
			3 環境衛生対策の推進
		2-2 環境美化・保全活動の推進	1 良好な景観の保全
			2 水辺や緑地等うおい環境の創造
			3 中山間地域の環境の保全
	3. 地球温暖化防止対策・循環型社会の構築 (地球環境・循環型社会)	3-1 温室効果ガス削減対策	1 省エネルギー対策の普及啓発と取組の実践
			2 事業所等での省エネルギー推進
			3 公共交通の利用促進
			4 再生可能エネルギー等の導入推進
			5 森林環境の整備と保全(再掲)
		3-2 廃棄物の適正処理・4R活動の推進	1 廃棄物の適正処理と不法投棄の防止
			2 廃棄物集積場の整備と分別の徹底
			3 廃棄物の減量化
			4 4R活動の推進
	4. 市民協働による環境保全・創造 (市民協働)	4-1 市民主体の環境まちづくりの推進	1 環境情報の共有と環境教育及び学習の推進
			2 主体的な環境美化・保全活動の促進
			3 人材の育成や様々な活動主体の連携協力の推進
			4 市民一人ひとりのエコライフの実践

第4章 施策の展開

分野別目標1 水と緑の保全と活用

施策1-1

水循環・生態系等の保全

関連するSDGs



この施策の目指す姿

- ・山から海までの水循環が保全され、安全でおいしい水が、将来にわたって安定的に供給されます。
- ・自然林や人工林の保全管理・育成により、森林が健全に保全されることで、森林のもつ保水能力等の多面的機能が維持・増進し、清冽で豊富な水が育まれます。
- ・多様な生物が生息している生態系が保全され、きれいな空気や水、緑等の様々な恩恵を受けることができます。
- ・野生生物との共生が進みます。

1. 現状と課題

一連の水循環が市内で完結している特有の自然環境があります。この水循環の中で、雨や雪、河川水は、多種多様な動植物を育み、森や美味しい農作物を育て、地下水は、上質な水道水や工業用水として利用され、その一部は海底湧水となり、海産物に栄養を与えています。

しかし、こうした水資源は無限ではなく、気候の変動や河川・地下水・土地の利用状況等によって、その量は変化します。場合によっては、河川等の渇水や地下水位の回復の遅れも想定され、水循環が阻害される懸念があります。

そのため、水資源の涵養を行い、保水能力のある森林の育成管理等や水資源の調査研究等を実施し、健全な水循環の保全を図る必要があります。また、「魚津の水循環」や「生物多様性」について、市民をはじめ広く県内外にも周知するとともに、良好な水をはじめとする地域資源の産業面等での持続的な利活用を推進していく必要があります。

一方で、気候変動や人の活動の影響により、鳥獣による被害の発生や外来生

物の流入等、生態系に変化が見受けられます。鳥獣を適正に管理し、里山、奥山の豊かな自然環境が私たちの生活も豊かにしてくれることを理解するとともに、自然との共存を図るための取組を増やしていく必要があります。

2. 課題を解決するために実施する基本事業等

(1) 実施する基本事業と主な事業

基本事業 1 水資源の保全と涵養

<事業内容>

限りある水資源の状況を把握するとともに、地下水の涵養を行い、その保全に取り組みます。

<主な事業>

地下水涵養事業

市内井戸水の水位測定

水循環調査研究事業



自然観察池と涵養田（東蔵）

基本事業 2 森林環境の整備と保全

<事業内容>

植樹や間伐、枝打ち、病虫害の防除等適正管理により森林を育成、保全します。

<主な事業>

水と緑の森づくり事業

間伐促進事業

森林病虫害等防除事業

森林整備事業

森林経営管理事業



森林の間伐作業

基本事業 3 沿岸海域の保全

<事業内容>

海藻の種苗投入、アマモや藻場のモニタリング、ヒラメ・クロダイ等の種苗放流等を実施し、水産資源の持続的な活用を図るとともに、魚津市沿岸海域の生態系を保全します。

<主な事業>

水産多面的機能発揮対策事業

基本事業4 水循環プロモーションの推進

＜事業内容＞

「魚津の水循環」に関する広報や情報発信、展示等を推進するとともに、水循環のまちとして県内外へPRし、市のイメージアップにもつなげます。

＜主な事業＞

水循環プロモーション事業



水循環解説コーナー
(埋没林博物館)

基本事業5 生物多様性の保全

＜事業内容＞

様々な生物の生息等の調査を実施しながら、保護が求められる生物やその生息環境等の保全、外来生物への対応等、生物多様性の保全を推進します。

＜主な事業＞

生物多様性うおづ戦略推進事業

埋没林博物館調査研究事業

水族博物館事業（生物調査事業）

海岸漂着物対策の推進



自然観察会
(生物多様性うおづ戦略推進事業)

基本事業6 自然環境保全活動の推進

＜事業内容＞

自然環境巡視活動を行うとともに、関係団体等が実施する保全活動等を支援していきます。

＜主な事業＞

文化財保存・管理事業

池の尻自然環境保全地域巡視事業

環境保全活動推進事業



洞杉

基本事業7 人と野生生物との共生

<事業内容>

鳥獣を適正に保護管理し、地域住民等と連携しながら棲み分けを図ります。

<主な事業>

鳥獣被害対策事業

里山再生整備事業



電気柵の敷設

(2) 施策実施にあたっての目標

成果指標名	単位	現状値 (R 1)	中間目標値 (R 7)	目標値 (R 12)	指標の考え方
森林整備面積	ha	1 4 1. 3	1 4 9	1 5 6	適正な間伐等を行い、毎年前年比 1% 増を目指す。
地下水涵養事業 実施面積	ha	1. 9 3	3. 0	5. 0	水資源を確保するための地下水涵養面積の拡大を目指す。

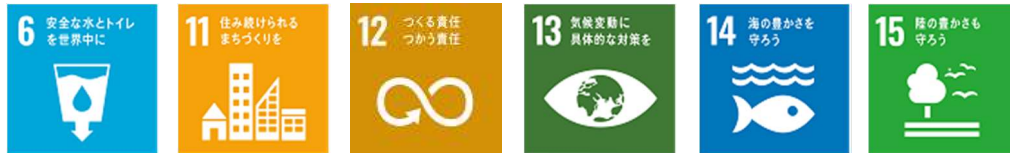
3. 目指す姿に到達するための事業者・市民・滞在者それぞれの役割

事業者	市民	滞在者	取組内容
○	○	○	地下水や水道水を大切に使います。
○	○	○	水、緑、生物多様性を守る活動や自然体験活動に参加（支援）・協力し、森・川・海等に親しみながら、「魚津の水循環」の保全・活用に努めます。
○	○	○	「魚津の水循環」について学び、豊かな水の恵みについて情報発信します。
○	○	○	外来生物を持ち込みません。
○	○	○	希少動植物の保護に努めます。
○			動植物が生息・生育する自然環境に配慮した事業を実施します。

施策 1－2

豊かな自然の活用の推進

関連するSDGs



この施策の目指す姿

- ・水や水循環が産業に活かされるようになります。
- ・豊かな水資源が育成した地場産品を利用します。
- ・良好な自然環境の大切さを学び、豊かな自然を体感できる機会や自然に親しむ場が整備されます。
- ・水文化が保存・継承されます。

1. 現状と課題

豊富な地域資源が市内に数多く存在します。水、森林、動植物、農作物、海産物、地形、気象、文化等有形のものから無形のものまで様々な特色ある自然からもたらされた恩恵を大切に有効活用していく必要があります。

令和2（2020）年には魚津浦の蜃気楼（御旅屋跡）や東山円筒分水槽が国の文化財に登録され、歴史的価値が認められ、全国から注目を集めました。これらを起点として、様々な水にまつわる資源の魅力を情報発信し、観光振興を図ることが重要です。



日本一美しい円筒分水槽
東山円筒分水槽

2. 課題を解決するために実施する基本事業等

(1) 実施する基本事業と主な事業

基本事業 1 自然公園等の適正管理と活用

<事業内容>

自然公園の豊かな環境を保全するとともに、素晴らしい自然景観等を広く市内外へPRし、その活用を図ります。

<主な事業>

僧ヶ岳県立自然公園整備事業

県立・県定公園施設維持管理事業



僧ヶ岳・毛勝を背景にした
埋没林博物館

基本事業2 水資源の活用と産業展開

＜事業内容＞

水資源のマネジメントに努め、食品等水資源に直接関わる産業はもとより、間接的に関わる産業でも利活用を図ります。

＜主な事業＞

魚津のうまい水事業

水道管理運営事業

6次産業化・地産地消事業

学校給食米粉食品利用助成事業



うおづのうまい水

基本事業3 自然とのふれあいの機会の創出と自然環境教育の推進

＜事業内容＞

魚津の自然を体感できるツアーやイベント等を実施することで、子どもから大人までの幅広い世代が、自然環境の現状や課題を学習できるようにし、その保全意識を高めます。

＜主な事業＞

埋没林博物館教室事業

片貝山ノ守キャンプ場管理運営費

水の学び舎事業

ジオパーク普及講座

環境保全啓発事業

環境フェスティバルの開催



立山黒部ジオパークロゴ

基本事業4 水資源の魅力発信と観光振興

<事業内容>

国登録有形文化財に登録された「東山円筒分水槽」や国登録記念物（名勝地）に登録された「魚津浦の蜃気楼」など水にまつわる資源の魅力を情報発信し、観光の振興を図ります。

<主な事業>

水循環遺産活用事業

蜃気楼ネットワーク事業

魚津の水循環プロモーション事業（再掲）



蜃気楼

(2) 施策実施にあたっての目標

成果指標名	単位	現状値 (R 1)	中間目標値 (R 7)	目標値 (R 12)	指標の考え方
市産材生産量	m ³	4,626	5,623	7,177	魚津産材の利用促進等を図ることにより、毎年前年比5%増を目指す。
片貝山ノ守キャンプ場利用者数	人	10,100	10,700	11,200	自然を体感できるイベント等の実施により、毎年100人の利用者数増を目指す。
水の学び舎、緑の学び舎 参加人数	人	155	170	180	自然の大切さを学ぶ機会を増やし、参加者数増を目指す。

3. 目指す姿に到達するための事業者・市民・滞在者それぞれの役割

事業者	市民	滞在者	取組内容
○	○	○	生物多様性に触れ、きれいな空気や水、緑等生態系からの恵みを体感し、自ら情報発信します。
○	○	○	豊かな自然文化を次世代に継承するとともに、その魅力を県内外に情報発信します。
○	○	○	地元産の食品ほか産品を購入します。
○			地元産品の出荷・販売に努めます。

分野別目標 2 快適な生活環境の保全

施策 2-1

快適な生活環境の保全

関連するSDGs



この施策の目指す姿

- ・良好な地下水や河川水が保全されます。
- ・公害のない安全で快適な生活環境が保たれます。
- ・衛生的で過ごしやすい住環境が創出されます。
- ・空家が減少し、良好な住宅街が保全されます。

1. 現状と課題

公害が発生すると人の健康や生活環境に悪影響を及ぼします。

事業者による公害の発生件数は、法規制や環境施策の推進により全般的に改善傾向にありますが、環境の状況を把握し、注視し続けるとともに、こうした情報を公表し、周知する必要があります。

また、廃棄物の焼却による大気汚染や悪臭、生活排水等による水質汚濁、近隣騒音等日常生活に起因した近隣公害が発生しています。市民一人ひとりが周囲の環境に対する意識を高めていく必要があります。

空家や空地の増加に伴い、雑草の繁茂や害虫の繁殖等、近隣住民の衛生環境を悪化させており、その保全が求められています。水辺や緑地のある環境を創造するとともに、きれいな街並みや歴史的景観を保護・保全する必要があります。

近年では北陸新幹線や道路等の交通網の整備により、土地の利用形態が変わりました。また、国道8号魚津滑川バイパス（滑川市～魚津市住吉）及び魚津バイパス（魚津市住吉～魚津市江口）が全線4車線で供用開始したことにより、沿線に大規模小売店舗等が開業するなど市民生活の基盤も変化しました。交通体系の変化は沿線に暮らす住民の生活環境にも影響を及ぼす可能性があります。騒音等公害が発生しないよう注視しなければなりません。

2. 課題を解決するために実施する基本事業等

(1) 実施する基本事業と主な事業

基本事業 1 各種環境の監視

<事業内容>

地下水や河川等の水質検査、光化学オキシダントやPM2.5等による大気の汚染の監視、自動車騒音や新幹線騒音の測定結果の注視、事業所等からの排水やその周辺の井戸水の検査等を実施し、快適な環境の保全に活かします。また基準を超える恐れがある場合には、必要な対応等を市民に知らせます。

事業所等の公害・苦情等に関しては、法律や条例に定められた特定施設等を届出により把握し、必要に応じて、詳細な調査や設置者への指導を行います。

<主な事業>

各種水質検査業務

光化学オキシダント・PM2.5

緊急伝達訓練

各種騒音測定・調査業務

特定施設届出受理事務

公害等苦情受付業務



騒音の調査

基本事業 2 公害の防止・改善対策や意識啓発の推進

<事業内容>

公害防止に向け、各種情報を提供するとともに、公害への対策マニュアルを周知し、活用できるようにすることで、公害への意識啓発を進めます。

<主な事業>

公害防止啓発事業



油流出事故防止
リーフレット

基本事業3 環境衛生対策の推進

＜事業内容＞

空家・空地情報バンクの活用や魚津市空家等対策の推進に関する条例の運用等による空家や空地の適正管理等、住環境の衛生対策を推進します。

また、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を促進することにより、地下水等の水資源の保全につなげます。

＜主な事業＞

空家対策支援事業

し尿収集事業

衛生害虫駆除事業

公衆浴場衛生設備改善補助事業

動物愛護の推進

下水道整備事業

浄化槽設置整備助成事業

下水道維持管理事業

(2) 施策実施にあたっての目標

成果指標名	単位	現状値 (R 1)	中間目標値 (R 7)	目標値 (R 12)	指標の考え方
典型7公害の苦情 受付件数（大気、 水質、騒音、振 動、悪臭、土壌、 地盤）	件	2 6	1 9	1 3	公害への監視を強化することで、苦情受付件数減を目指す。
河川の水質調査結果が環境基準を達成している割合	%	1 0 0 . 0	1 0 0 . 0	1 0 0 . 0	工場や生活排水による水質汚濁等がないよう監視することで、環境基準の100%達成を維持する。
管理不全な空家数	戸	2 4 8	2 4 8	2 4 8	予防の推進と適正な管理の啓発、利活用の推進を行うことで、管理不全な空家数の増加を抑制する。
下水道整備率	%	9 4 . 3	9 5 . 3	9 5 . 8	下水道未整備地域の解消に向け、下水道整備率の向上を目指す。
水洗化率	%	8 5 . 7	8 7 . 0	8 8 . 0	啓発と訪問等により、緩やかな上昇を目指す。

3. 目指す姿に到達するための事業者・市民・滞在者それぞれの役割

事業者	市民	滞在者	取組内容
○	○		農薬や除草剤を適正に使用します。
○	○		下水道整備区域内においては、下水道へ接続します。
○	○		野外でごみ等を燃やしません。
○	○	○	近距離の移動は車の使用を控えるとともに、エコドライブや低公害車の購入に努めます。
○	○	○	近隣の迷惑にならないように、騒音・振動、排水等に配慮します。
○			低騒音型・低振動型建設機械や排出ガス対策型建設機械を使用するよう努めます。
○	○		空家等の管理を適切に行います。
	○	○	犬等のペットを飼う場合には、マナーを守り周囲に迷惑をかけないように配慮します。
○	○		油の流出が発生しないよう管理します。公害が発生しないよう必要な対策を講じます。

施策２－２

環境美化・保全活動の推進

関連するSDGs



この施策の目指す姿

- ・街並みや歴史的景観が適正に保全されます。
- ・身近に水辺や緑地があり、生活にうるおいが保たれます。
- ・里山が整備され、豊かな自然が保たれます。
- ・鳥獣被害が減り、農村が活性化します。

1. 現状と課題

市民の美化意識による、一斉清掃や地区清掃等のボランティア活動が毎年行われており、生活環境の維持が図られています。

その一方でポイ捨てや不法投棄が後を絶たず、美観を損ねるだけでなく、川や地下水、海などの環境汚染を引き起す原因となります。

清掃活動や環境教育・啓発活動を通じ、個人の環境への意識や関心を高め、ごみの出し方へのマナーやモラルを高めることが重要です。

中山間地域では、耕作放棄地の増加に伴う鳥獣被害等により、快適な住環境が脅かされています。耕作放棄地復元が都市部の水害の防止にもつながるため、中山間地域の環境の保全が特に重要になっています。



植樹の風景
(H28 全国植樹祭)

2. 課題を解決するために実施する基本事業等

(1) 実施する基本事業と主な事業

基本事業 1 良好な景観の保全

< 事業内容 >

きれいな街並みや歴史的景観の保全に努めます。

< 主な事業 >

屋外広告物許可及び啓発事業

文化財保存・管理事業（再掲）

空家対策支援事業（再掲）

環境保全啓発事業

環境保全活動支援事業

都市緑化等の推進

基本事業 2 水辺や緑地等うるおい環境の創造

< 事業内容 >

川辺や海辺の環境美化等を進めるとともに、総合公園や都市公園等市街地の更なる緑化を図ります。

< 主な事業 >

公園整備事業

総合公園等維持管理事業

都市公園等維持管理事業

花と緑の銀行・緑化推進事業

環境衛生推進事業

公園里親制度事業

基本事業 3 中山間地域の環境の保全

< 事業内容 >

耕作放棄地の復元や、鳥獣被害対策を実施することにより、中山間地域の環境を保全します。

< 主な事業 >

元気な中山間地域づくり支援事業

鳥獣被害対策事業（再掲）

里山再生整備事業（再掲）

(2) 施策実施にあたっての目標

成果指標名	単位	現状値 (R 1)	中間目標値 (R 7)	目標値 (R 12)	指標の考え方
屋外広告物違反件数	件	3 7	1 5	0	良好な景観を確保するため違反広告物の減を目指す。
ボランティア清掃件数（市へのごみ収集依頼件数）	件	2 1 8	2 3 0	2 4 0	環境教育や啓発を推進し、毎年2件増を目指す。
野生鳥獣による農作物被害額	千円	8, 7 3 9	4, 2 8 2	2, 3 9 7	5 G、I C Tの活用や捕獲体制の向上を図り、毎年10%減を目指す。

3. 目指す姿に到達するための事業者・市民・滞在者それぞれの役割

事業者	市民	滞在者	取組内容
○	○	○	倒壊のおそれや衛生上有害になるおそれがある空家、著しく景観を損なっている空家を発見したら、市に情報提供するよう努めます。
○	○		清掃活動等により、水辺の保全に努めます。
○	○		身近な公園、自宅（事業所）周辺の緑化に努めます。
	○		地域住民が協力し合い、衛生的で美しい街並みを保ちます。
○	○		雑草の刈り取りや余剰作物の管理など鳥獣被害対策に進んで取り組みます。
○	○	○	市の歴史や伝統文化、文化財に関心をもち、将来に伝えていきます。

分野別目標 3 地球温暖化防止対策・循環型社会の構築

施策 3-1

温室効果ガス削減対策

関連するSDGs



この施策の目指す姿

- ・地球温暖化防止に向けて、省エネルギーの積極的な取組を図ります。
- ・地球温暖化防止に向けて、自然エネルギーの転換・活用を図ります。

1. 現状と課題

世界規模で問題となっている地球温暖化と気候変動。その要因とされる二酸化炭素等温室効果ガスの排出はエネルギー需要に大きく左右され、その削減は急務です。この二酸化炭素削減のため、水力、バイオマス、太陽光等の再生可能エネルギーの導入による創エネルギーを検討し、また、COOL CHOICE（クールチョイス）運動等の省エネルギーの取組を促進する必要があります。

2. 課題を解決するために実施する基本事業等

(1) 実施する基本事業と主な事業

基本事業 1 省エネルギー対策の普及啓発と取組の実践

<事業内容>

省エネルギーにつながる事業を普及・啓発するとともに、その実践を促進します。

<主な事業>

COOL CHOICE 啓発

環境フェスティバルの開催（再掲）

グリーンカーテンの取組の推進

都市緑化等の推進（再掲）

防犯灯・街路灯等のLED化の推進

とやま環境チャレンジ10の推進

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の推進



環境フェスティバル

基本事業2 事業所等での省エネルギー推進

＜事業内容＞

省エネルギー化や温室効果ガスの排出抑制等、環境負荷を低減する事業活動を推進します。

＜主な事業＞

環境フェスティバルへの参加

地球温暖化防止魚津市役所

実行計画推進事業

公共施設等ZEB（ネット・ゼロ・

エネルギー・ビル）化推進事業

省エネルギー機器等の導入促進

電気自動車等維持管理事業



電気自動車急速充電器と
電気自動車

基本事業3 公共交通の利用促進

＜事業内容＞

環境負荷の小さい市民バス等の公共交通機関の利用を促進します。

＜主な事業＞

公共交通対策事業

魚津市民バス運行事業

ノーマイカー推進事業



市民バス

基本事業4 再生可能エネルギーの導入推進

＜事業内容＞

水力、バイオマス、太陽光等自然の力を活かした再生可能エネルギーの導入を推進します。

＜主な事業＞

再生可能エネルギー促進事業

基本事業5 森林環境の整備と保全（再掲）

＜事業内容＞

二酸化炭素の重要な吸収源である森林を整備・保全するとともに、木材の利用を促進することによって森林を整備し、二酸化炭素の吸収につなげます。

＜主な事業＞

水と緑の森づくり事業（再掲）

間伐促進事業（再掲）

森林病虫害等防除事業（再掲）

森林整備事業（再掲）

森林経営管理事業（再掲）

(2) 施策実施にあたっての目標

成果指標名	単位	現状値 (R 1)	中間目標値 (R 7)	目標値 (R 12)	指標の考え方
防犯灯のLED化率 (市管理＋地区管理)	%	80.0	90.0	100.0	地区管理の防犯灯のLED化を推進し、100%を目指す。
市管理施設のCO ₂ 排出量	t-CO ₂	8,183	7,704	7,326	省エネルギー化を推進することで、毎年前年比1%減を目指す。
市民バス利用者数	人	133,698	135,000	135,000	人口は減少するが、利便性の向上を図ることで、利用者数の維持を目指す。

3. 目指す姿に到達するための事業者・市民・滞在者それぞれの役割

事業者	市民	滞在者	取組内容
○	○	○	グリーンカーテンや屋上緑化、クールビズ、ウォームビズ等に取り組みながら、冷暖房を適切に使用します。
○	○	○	徒歩や自転車、公共交通での移動等ノーマイカーに努めるとともに、エコドライブを心がけます。
○	○	○	パークアンドライドを積極的に活用するとともに、電車やバス等の公共交通機関を利用します。
○	○	○	環境に優しい次世代自動車を利用します。
	○		再生可能エネルギーや省エネルギーに配慮した住宅や住宅設備・家電製品を選びます。
○			再生可能エネルギーや省エネルギーに配慮した建築物や設備、機器の導入に努めます。
○	○	○	脱炭素に貢献する製品への買い替え、サービスの利用、ライフスタイルの選択をします。

施策３－２

廃棄物の適正処理・４Ｒ活動の推進

関連するSDGs



この施策の目指す姿

- ・ごみ問題に対する意識が高まり、ごみの適正処理や４Ｒ活動が推進します。
- ・ごみの減少とともに、不法投棄や海岸漂着物等が減少します。

１．現状と課題

市民１人あたりのごみの排出量は減少傾向にありますが、市民１人あたりの資源物の収集量も減少しています。ごみの減量化・資源化を推進するためには、３ＲにＲｅｆｕｓｅ（ごみになるものを断る）を加えた４Ｒ活動の推進を図るとともに、啓発活動や情報提供を積極的に行い、効果的、効率的な収集体制を確立し、市民が資源物を出しやすい環境を整える必要があります。

令和２（２０２０）年７月からレジ袋有料化義務化が実施されたことにより、プラスチックごみの削減が期待できます。

また、大量の食品が無駄に廃棄され、環境に悪影響を及ぼす食品ロスも課題となっています。

不適正なごみの分別により、処理施設において火災事故が発生しています。ごみの適正な処理について、周知する必要があります。



2. 課題を解決するために実施する基本事業等

(1) 実施する基本事業と主な事業

基本事業 1 廃棄物の適正処理と不法投棄の防止

<事業内容>

一般廃棄物を適正に回収・処理するとともに、巡視活動や啓発活動により、不法投棄を防止します。

<主な事業>

一般廃棄物収集運搬事業
不法投棄廃棄物処理事業



不法投棄廃棄物の回収

基本事業 2 廃棄物集積場の整備と分別の徹底

<事業内容>

廃棄物集積場の設置に補助するとともに、分別方法についての周知を徹底します。

<主な事業>

ごみ集積場及び資源物集積場
設置補助事業
ごみの出し方講座の実施



ごみの出し方講座

基本事業 3 廃棄物の減量化

<事業内容>

マイバッグの利用でレジ袋の量を減らしたり、食品ロス・食品廃棄物の減量化を図る等、廃棄物の減量を推進します。

<主な事業>

とやまエコ・ストア制度の推進
環境衛生推進事業（再掲）
食品ロス・食品廃棄物削減対策事業



とやまエコ・ストア制度

とやまエコ・ストア制度
シンボルマーク

リデュース（減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（再資源化する）、リフューズ（要らないものはもらわない）

基本事業 4 4 R 活動の推進

< 事業内容 >

ごみを正しく分別し、資源物を適正に回収し、再資源化します。

< 主な事業 >

資源物集団回収推進事業

資源物収集運搬管理事業

使用済み小型家電リサイクル

環境フェスティバルの開催（再掲）



常設資源物ステーション

(2) 施策実施にあたっての目標

成果指標名	単位	現状値 (R 1)	中間目標値 (R 7)	目標値 (R 12)	指標の考え方
市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量 (家庭系一般廃棄物＋事業系一般廃棄物)	g	8 4 7 . 8	7 9 8	7 5 9	ごみの減量化と適正処理を推進することで、毎年前年比 1 % 減を目指す。
資源化率	%	1 8 . 8	1 9 . 4	1 9 . 9	ごみの適正処理とリサイクルを推進することで、毎年 0. 1 % 増を目指す。
不法投棄処理件数	件	1 6	1 3	1 0	ごみの適正分別処理の啓発と巡視活動により、不法投棄件数の減少を目指す。



これらのマークが付いている製品は、すべてリサイクル可能な資源物です。

3. 目指す姿に到達するための事業者・市民・滞在者それぞれの役割

事業者	市民	滞在者	取組内容
	○		地域のごみステーションを適切に管理します。
○	○	○	4 R 活動に積極的に取組み、ごみの減量化・資源化・再利用等に努めます。
○	○	○	3015(さんまるいちご)運動など食品ロスの削減に努めます。
○	○	○	ごみの分別や出し方のルールを守り、資源物の回収に努めます。
○			「とやまエコ・ストア制度」への登録に努めます。
	○	○	買い物の際にマイバッグを持参する等、「とやまエコ・ストア」の取組に協力・支援します。
	○	○	マイボトルを持参する等、使い捨てプラスチック製品の使用削減に努めます。
○	○	○	使い捨てプラスチック製品の使用削減に努めます。
○	○	○	ポイ捨て等不法投棄はしません。
○	○	○	物を購入する際には、詰め替え等により再利用ができる商品やエコマークやグリーンマーク、富山県リサイクル認定制度のシンボルマーク等の環境ラベルのある製品を購入します。



エコマーク



グリーンマーク



富山県リサイクル認定
シンボルマーク

分野別目標 4 市民協働による環境保全・創造

施策 4-1

市民主体の環境まちづくりの推進

関連するSDGs



この施策の目指す姿

- ・環境のまちづくりのために必要な情報提供や環境学習・教育が拡充されます。
- ・事業者、市民、滞在者の自主的な取組が促進されます。
- ・事業者、市民、滞在者の参加、協力による市や地域コミュニティ、NPO等民間団体の環境保全活動が拡大されます。

1. 現状と課題

人口減少、少子・高齢化、個人のライフスタイルや価値観の多様化、地域コミュニティの希薄化等、社会を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、社会的課題の解決に向けては、行政が先導し、主体的に取り組むだけでは応じきれない部分が多くなってきています。このような中、環境問題への社会的関心は年々高まっており、事業者や市民等の自主的な取組が以前にも増して、積極的に行われるようになってきました。

環境問題への取組の継続を維持し、新たな活動団体の発足を促進するとともに、事業者や市民、関係団体等多様な活動主体の連携を醸成する環境整備が求められています。

◆市民一人ひとりが重要な役割を担ってます。

令和2（2020）年は、新型コロナウイルス感染症の流行により、個々人の生活や社会生活は大きく変化しました。特に働き方については、テレワーク等の導入により、在宅での勤務も多くなり、それに伴い自宅で過ごす時間が多くなっています。

自宅で過ごす時間が多くなるに伴い、家庭での光熱水費も増加することになり、ご家庭でのひとりひとりの省エネ運動がより一層重要な役割となってきます。

また、外食についても、テイクアウト等が増加し、プラスチックごみの増加が懸念されます。これはプラスチック製容器包装でもあり、資源化できるものです。

省エネや廃棄物の分別は、市民一人一人の意識をもって取り組まなければ達成できませんので、ご協力をお願いいたします。

2. 課題を解決するために実施する基本事業等

(1) 実施する基本事業と主な事業

基本事業1 環境情報の共有と環境教育及び学習の推進

<事業内容>

市民へ環境情報を積極的に公開し、課題を共有することで、環境問題に関する共通理解を深めます。また、教育機関を活用し、子どもたちも含めた環境教育を促進するとともに、市民・事業者・関係団体等による環境学習を推進・支援します。

<主な事業>

環境に関する講座の実施

とやま環境チャレンジ10の推進（再掲）

片貝山ノ守キャンプ場管理運営費（再掲）

埋没林博物館教室事業（再掲）

環境フェスティバルの開催（再掲）



団体が連携して開催している
環境フェスティバルの様子

基本事業2 主体的な環境美化・保全活動の促進

<事業内容>

市民・事業者・関係団体等が主体的に環境美化・保全活動に取り組めるための制度づくりを行うとともに、その取組を支援します。

<主な事業>

公園里親制度事業（再掲）

環境保全活動推進事業（再掲）

環境衛生推進事業（再掲）



海岸清掃の様子

基本事業3 人材の育成や様々な活動主体の連携協力の推進

<事業内容>

様々な活動主体が連携協力していくための場や機会をつくることで、情報やアイデアの共有、人材の交流を進め、協働を促進します。また、幅広い世代の活動への参加や、地域振興会を中心とした地域コミュニティ活動との連携を促進します。

<主な事業>

水の学び舎事業（再掲）

環境フェスティバルの開催（再掲）

環境保全活動推進事業（再掲）

環境衛生推進事業（再掲）



水守ガイドによる
水の学び舎ツアーの様子

基本事業4 市民一人ひとりのエコライフの実践

<事業内容>

グリーンカーテンの設置や4 R活動等、市民が個人でできる環境保全活動を推進し、実践を促します。

<主な事業>

グリーンカーテンの取組の推進（再掲）

資源物集団回収推進事業（再掲）

使用済み小型家電リサイクル（再掲）

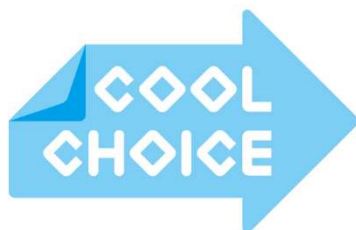
とやま環境チャレンジ10の推進（再掲）

とやまエコ・ストア制度の推進（再掲）

COOL CHOICEの実践



グリーンカーテンの取組の推進
（大町幼稚園）



未来のために、いま選ぼう。



(2) 施策実施にあたっての目標

成果指標名	単位	現状値 (R 1)	中間目標値 (R 7)	目標値 (R 12)	指標の考え方
ボランティア清掃 件数(市へのごみ 収集依頼件数)(再 掲)	件	2 1 8	2 3 0	2 4 0	環境教育や啓発を推進 し、毎年2件増を目指 す。
水の学び舎で養成 したガイドの人数	人	1 5	2 0	2 5	水の学び舎事業で人材 を育成し、5年毎に5 名のガイド増を目指 す。

3. 目指す姿に到達するための事業者・市民・滞在者それぞれの役割

事業者	市民	滞在者	取組内容
○	○	○	恵み豊かで多様性に富んだ魚津の自然に親しみ、学 習しながら、この自然を守り、再生し、育てる活動 に参加し、次世代へ引き継げるよう努めます。
	○	○	暮らしを取り巻く環境に関心を持ち続けながら、無 理なく自主的に取り組める環境保全活動から実施し ていきます。
	○	○	N P O ・ボランティア団体は、市民や市、関係団体 と連携して、環境問題の解決に向けて積極的に行動 していきます。
○			I S O 1 4 0 0 1 やエコアクション2 1 の認証・登 録を受ける等、自らの事業運営において、より積極 的な環境管理を行うとともに、企業の社会的貢献活 動の一環として、環境保全活動に積極的に取組みま す。

第5章 ゼロカーボンシティの実現

魚津市は、環境省の温室効果ガス削減運動であるCOOL CHOICEに賛同し、令和元（2019）年6月5日に、「魚津市COOL CHOICE宣言」をし、地球温暖化防止魚津市役所実行計画に基づく、消費電力の削減やノーマイカー実施などの取組を行ってきました。さらに、令和2（2020）年2月24日には「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和32（2050）年の温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指します。第4章に掲げた様々な事業を展開しながら、市民や事業者の皆様とともに魚津市一丸となって、より一層の温室効果ガス排出量の削減、再生可能エネルギー施策、森林吸収源対策等を推進します。

1. 富山県の温室効果ガスの現況

富山県における平成28（2016）年度の温室効果ガス総排出量は12,574千t-CO₂で、基準年度である平成25（2013）年度の13,138千t-CO₂と比較すると、4.3%減少しています。このうち、二酸化炭素排出量は11,900千t-CO₂で、温室効果ガス総排出量の約95%を占めています。

富山県の温室効果ガスの排出量の推移

（単位：千t-CO₂）

	H17年度 (2005)	H25年度 (2013)	H28年度 (2016)	増減率 (H25比)
二酸化炭素(CO ₂)	11,449	12,439	11,900	△4.3%
メタン(CH ₄)	221	196	185	△5.6%
一酸化二窒素(N ₂ O)	168	124	122	△2.1%
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	128	330	310	△6.2%
パーフルオロカーボン (PFCs)	75	29	33	+11.4%
六ふっ化硫黄(SF ₆)	72	18	22	+19.0%
三ふっ化窒素(NF ₃)	2	1	2	+109.4%
合 計	12,115	13,138	12,574	△4.3%

（出典：新とやま温暖化ストップ計画）

2. 魚津市の二酸化炭素排出量の現況

魚津市における平成 29（2017）年度の二酸化炭素排出量は 445,461 t で、基準年度である平成 25（2013）年度の 493,539 t と比較すると、9.7%減少しています。排出量全体に占める割合は産業部門や家庭部門が高い状態です。

温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の推移

（単位：t-CO₂）

	部 門	H17 年度 (2005)	H25 年度 (2013) (基準年度)	H29 年度 (2017) (現状)	増減率 (H25 比)
温室効果 ガス (CO ₂) 排 出量	産業部門	228,529	188,708	170,575	△9.6%
	製造業	215,724	172,028	160,334	△6.8%
	建設業・鉱業	8,762	7,062	7,093	+0.4%
	農林水産業	4,043	9,619	3,147	△67.3%
	業務その他部門	79,157	95,958	83,516	△13.0%
	家庭部門	92,545	110,610	99,193	△10.3%
	運輸部門	108,188	96,172	89,762	△6.7%
	自動車・旅客	59,498	53,483	49,397	△7.6%
	自動車・貨物	44,779	38,110	35,661	△6.4%
	鉄道	2,742	3,406	2,892	△15.1%
	船舶	1,169	1,173	1,811	+54.4%
	廃棄物（一般廃棄物）部門	2,041	2,091	2,415	+15.5%
	小 計	510,460	493,539	445,461	△9.7%
	再生可能エネルギーによる脱 CO ₂ （＊1）			△8,297 (H30 年度)	
森林吸収源対策（＊2）			△29,827	△29,827	
合 計		510,460	463,712	407,337	

（出典：環境省自治体排出量カルテ）

＊1 再生可能エネルギーによる脱 CO₂

再生可能エネルギーによる発電電力量から温室効果ガス排出係数を用いて算出

＊2 森林吸収源対策

平成 27 年農林業センサス報告書掲載の森林面積を基に算出

二酸化炭素の排出区分（部門）について

部 門	内 容
産業部門	製造業、建設業、鉱業、農林水産業などにおける燃料や電力の使用に伴う二酸化炭素の排出
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設等における燃料や電力の使用に伴う二酸化炭素の排出
家庭部門	一般家庭における燃料や電力の消費に伴う二酸化炭素の排出
運輸部門	自動車、鉄道、船舶、航空における燃料や電力の使用に伴う二酸化炭素の排出
廃棄物部門	廃棄物の焼却処理に伴う二酸化炭素の排出

3. 二酸化炭素の実質排出量ゼロに向けた取組

(1) 省エネルギー対策の実施

二酸化炭素の排出量削減を推進するためには、産業部門、家庭部門、運輸部門各部門で、民間事業者や市民にも協力を得ながら対策を講じる必要があります。

産業部門においては、民間企業への省エネルギー性能の高い設備や機器の導入促進を働き掛けることにより、二酸化炭素排出量を削減します。

家庭部門においては、日々の暮らしの中で二酸化炭素を減らす取組をはじめ、既存住宅の断熱改修や省エネ性能機器への切替えなど住宅・設備の省エネルギー化等の普及・促進に努めます。

運輸部門においては、ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等次世代自動車の普及を促進し、エコドライブの普及・啓発に取り組みます。

(2) 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電、水力発電、バイオマス発電、風力発電、地熱発電など、地域資源を活用した再生可能エネルギー(クリーンエネルギー)は、石炭・石油・天然ガスなどの化石燃料と異なり、発電時にはCO₂を排出しません。化石燃料由来の電気や熱に替えて、再生可能エネルギーによる電気や熱の利用を進めることにより、二酸化炭素の排出量を削減することができます。

魚津市には、豊富な水や森林資源など、再生可能エネルギーとして活用できる様々な資源がありますので、今後は、この資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進します。

(3) 森林吸収源対策

森林を構成している樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え、成長します。その吸収量は樹種や林齢により異なり、例えば 50 年生スギ(人工林)は 1 本あたり年間約 14Kg の二酸化炭素を吸収します。自家用車 1 台あたりから排出される二酸化炭素は年間約 2,300Kg で、これを吸収するのに必要なスギは約 160 本と試算されています。間伐等の木材を住宅資材等に活用することは、さらに大気中の二酸化炭素の削減につながります。

富山県は、造林公共事業による計画的な間伐等の森林整備や水と緑の森づくり税を活用した里山林や混交林の整備などにより、令和 12(2030)年度までの温室効果ガス削減可能量を 383 千 t-CO₂ と見込んでいます。(出典：新とやま温暖化ストップ計画)

また、樹木等の植物は二酸化炭素吸収効果のほかにも、温度や湿度の緩和効果があり、快適な生活環境を実現する一助となるため、市の遊休地等を活用して緑化を推進します。

4. 温室効果ガス（二酸化炭素）実質排出量の削減目標

魚津市における温室効果ガス削減目標は以下のとおりを設定します。

令和 12（2030）年度目標

基準年度 平成 25（2013）年度比 32%の削減を目指します。

（森林吸収分を考慮しない場合は、26%の削減を目指します。）

※26%は、国連条約事務局に提出された「日本の約束草案」に掲げた目標値

令和 32 年度（2050）目標

基準年度 平成 25（2013）年度比 100%の削減を目指します。

（森林吸収分を考慮しない場合は、94%の削減を目指します。）

具体的な温室効果ガス削減目標の設定、削減目標達成のための対策については、令和 3 年度に「魚津市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(仮称)」を策定することとします。

第6章 計画の推進と進行管理

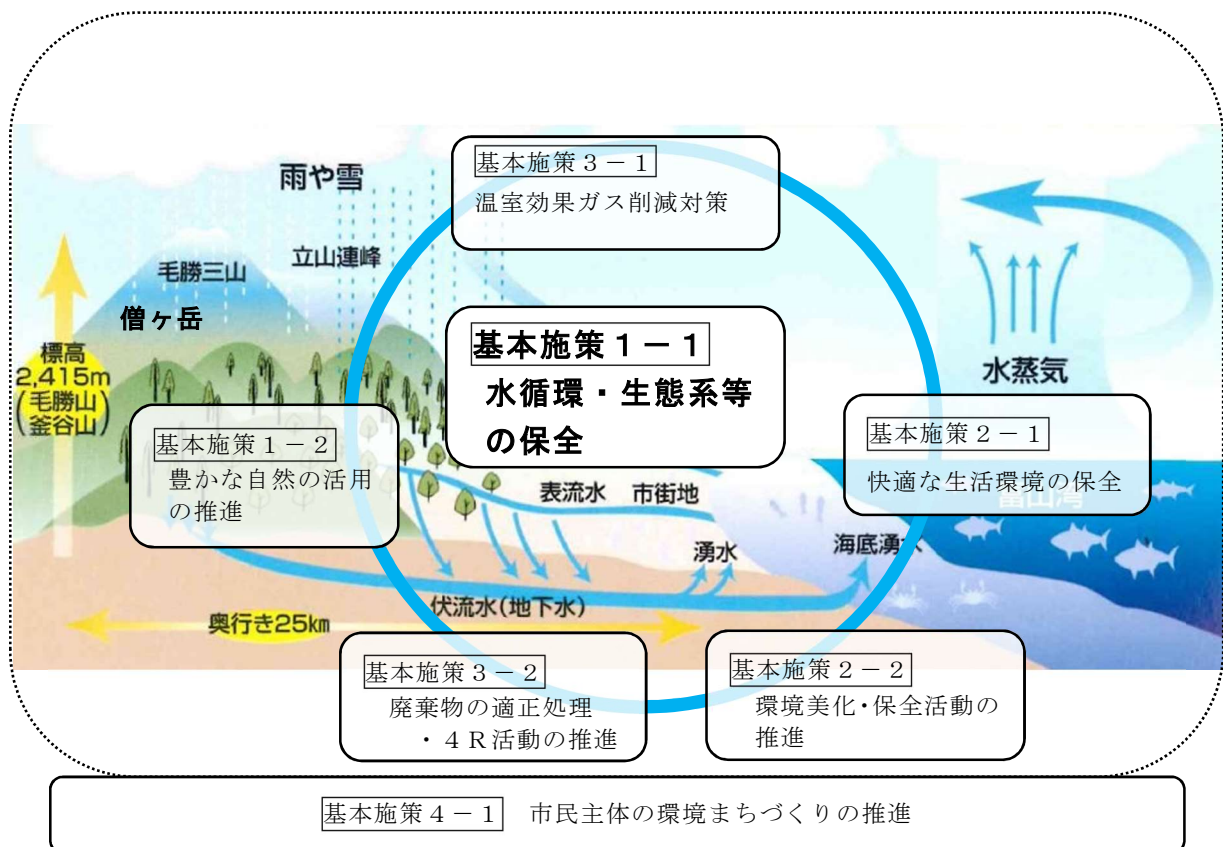
この計画の推進にあたっては、次の点に留意し、「目標とする環境像」の達成を目指します。

1 「魚津の水循環」の保全を強く意識し、関連性のある施策を組み合わせ、実施します。

この計画の「目標とする環境像：水が旅するまち うおづ」は、「魚津の水循環」の保全を強くイメージしており、この保全を推進することは、目標とする環境像の達成に大きく近づきます。

この「魚津の水循環」の保全を含む施策1「水循環の保全」は、他の施策と強い関連性を持っており、他の施策の推進が「水循環の保全」の推進につながり、逆に「水循環の保全」の推進が他の施策の推進につながるといように、お互いに良い影響を与え合う関係にあります。

この計画の施策の実施にあたっては、「水循環の保全」を念頭に置きながら、他の施策と組み合わせて実施することも十分に検討し、より効果的・効率的に計画を推進していきます。

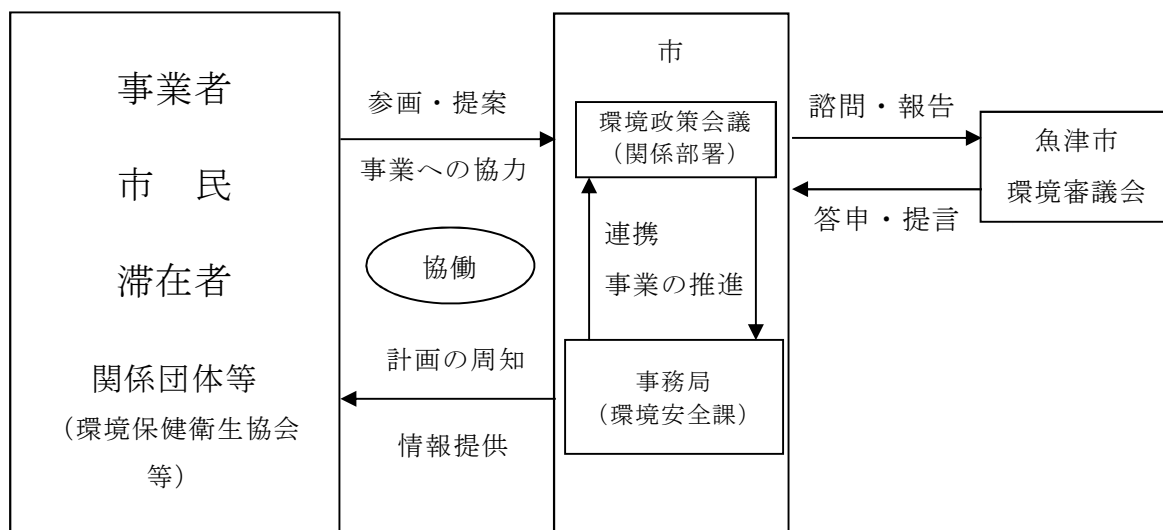


2 計画の周知・啓発に努め、事業者、市民、滞在者、関係団体等それぞれの連携を促進し、施策を推進します。

計画の推進にあたっては、計画の周知・啓発、情報提供を行い、市、事業者、市民、滞在者、関係団体等すべての主体が環境についての認識を共有し、それぞれの責任と役割を理解する必要があります。

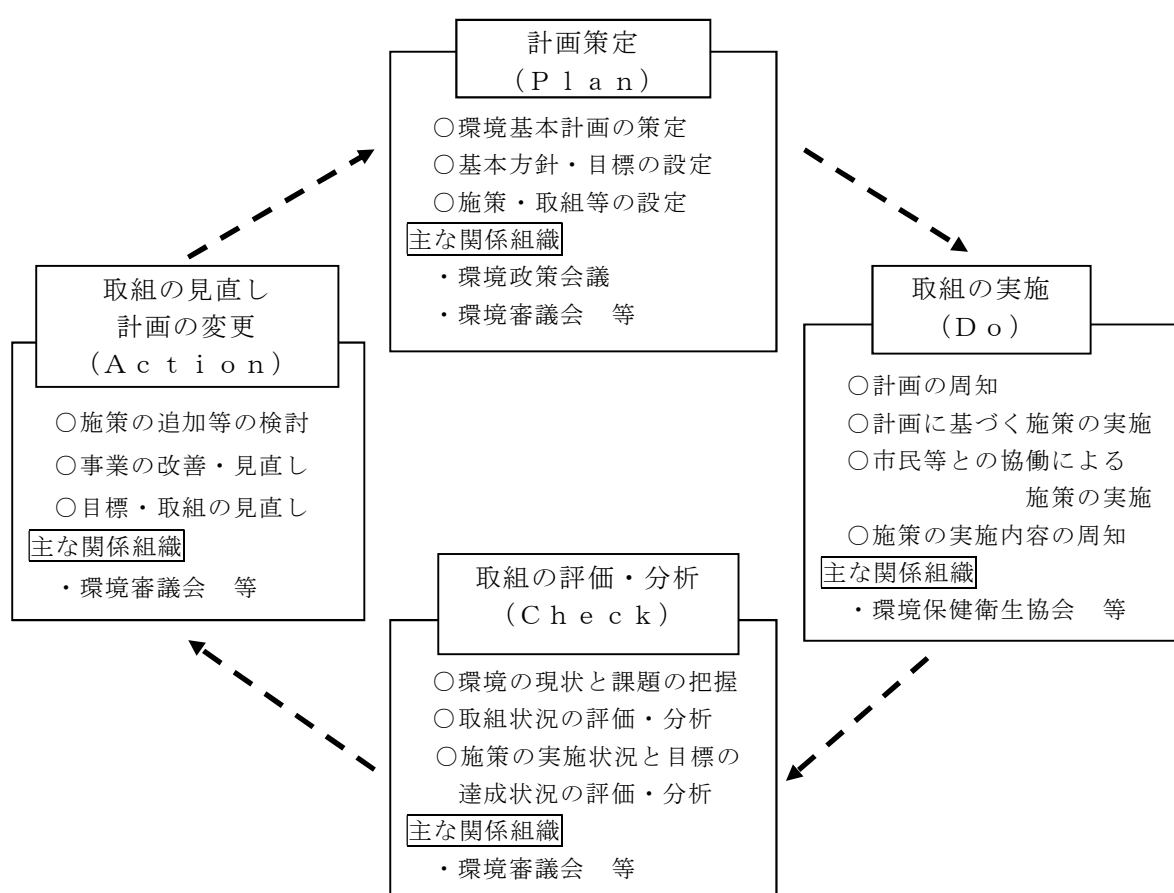
その上で、市内部での関係部署間の連携をはじめ、それぞれの主体が連携、協力することで、事業への参画・提案がしやすい体制を作り、市民協働による計画の推進を図ります。

また、計画の進捗状況を公表し、環境審議会をはじめ幅広い方々から提言いただき、計画の推進につなげていきます。



3 PDCA等による進行管理を実施し、継続的改善を進め施策を総合的に推進します。

策定された計画（P l a n）に基づき、施策や事業を周知、実施（D o）し、その実施の状況や施策実施にあたっての目標の達成度を評価・分析（C h e c k）したうえで、事業の改善・見直し等（A c t i o n）を行うことで、成果の向上を図るとともに、計画の進行管理、計画の効果的な推進を図ります。



○環境基本計画策定経過

R 2. 6. 25	第 1 回魚津市環境審議会
R 2. 9. 30	第 1 回魚津市環境政策会議（庁内検討会）
R 2. 10. 6	第 2 回魚津市環境審議会 環境審議会へ諮問
R 2. 11. 27	第 2 回魚津市環境政策会議（庁内検討会）
R 2. 12. 17	第 3 回魚津市環境審議会
R 3. 1. 28	
～ R 3. 2. 19	パブリックコメント
R 3. 3. 4	第 3 回魚津市環境政策会議（庁内検討会）
R 3. 3. 26	答申

○魚津市環境基本条例

平成22年3月17日

条例第2号

魚津市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条―第9条)

第2章 環境の保全及び創造に関する施策に係る基本方針等(第10条―第13条)

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策(第14条―第25条)

第4章 魚津市環境審議会(第26条―第33条)

附則

私たちの暮らす魚津市は、南東には美しい立山連峰を有し、これらの山々から流れ出る水は清らかで豊富な河川水や地下水となって、富山湾に注ぎ込んでいる。この山から海まで連なる一連の水の流れは、肥沃な扇状地と地域に応じた生態系を育み、私たちの生活に潤いを与えながら魚津市の文化や産業を支えてきた。

一方、大量生産、大量消費及び大量廃棄を伴う社会経済活動や生活様式の変化は、大量の資源やエネルギーを消費し、環境への負荷を増大させてきた。その結果、地域の環境のみならず地球の温暖化、オゾン層の破壊、野生生物の種の減少等の地球全体の環境に影響を及ぼす問題となっている。

私たちは、共通の財産である快適で恵み豊かな環境を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現に向け、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境の保全及び創造に関する行動を行わなければならない。

ここに、本市の環境の保全及び創造についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の安全で健康かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 健全な水循環 流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切な調和の下にともに確保されている状態をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全で健康かつ文化的な生活を営むうえで必要とする快適で恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代へ継承することができるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会、持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取組によって行わなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市民の安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって確保するうえでの課題であることから、魚津市の特性を生かし、すべての者の参加と国際的な協力の下に積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害若しくは健全な水循環の保全上の支障を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる

責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、環境への負荷を低減するよう自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(財政上の措置等)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策に係る基本方針等

(施策の策定及び実施に係る基本方針)

第10条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、河川、海、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、身近な水や緑、優れた景観等の保全及び創造、歴史的文化的資源の活用等により、地域の個性を生かしたうるおいと安らぎのある快適な環境が創造されること。
- (4) 資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用、廃棄物の減量及び適正処理等により、環境への負荷が低減される社会が構築されること。

(環境基本計画の策定)

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、魚津市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を講ずるに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、これを行うように努めるものとする。

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策

(規制の措置)

第14条 市は、公害及び健全な水循環の保全上の支障を防止するため、その原因となる行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれ

がある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

- 3 第1項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第15条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があるときは、適正な経済的な措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備その他の事業の推進)

第16条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む。)その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公園、緑地、河川その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 市は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他これらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の保全及び創造)

第17条 市は、文化財、優れた景観その他の地域の個性を生かしたうるおいと安らぎのある快適な環境を保全し、及び創造する事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市は、快適な環境を確保するうえでの支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(健全な水循環の保全及び創造)

第18条 市は、水源の保全、水資源の合理的利用、歴史的又は文化的に生活と深いかわりのある水の保全等が促進されることにより、健全な水循環の保全及び創造が図られるように、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、健全な水循環を確保するため、他の地方公共団体及びその利用者と連携して、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第19条 市は、環境への負荷の低減が図られるように、資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用、廃棄物の減量及び適正処理等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用、廃棄物の減量及び適正処理等により、環境への負荷の低減に努めるものとする。

(教育及び学習の推進等)

第20条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造に関する理解が深まるようにするとともに、これらの者の自発的な活動を行う意欲が高まるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第21条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(次条において「民間団体等」という。)が自発的に行う環境美化活動、緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、その活動の支援に関し団体の育成、知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、第20条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第23条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第24条 市は、国、他の地方公共団体及び関係団体と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を事業者及び市民の協力の下に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

第4章 魚津市環境審議会

(設置)

第26条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、魚津市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議する。

(組織)

第27条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者及び関係機関の職員その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第28条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第29条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第30条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員及び専門委員若干人で組織する。

3 専門部会に属する委員は、会長が指名し、専門委員は、会長の推薦により、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(資料提出の要求等)

第31条 審議会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、市長その他関係機関等に対して、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第32条 審議会の庶務は、民生部環境安全課において処理する。

(細則)

第33条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。